

「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託」プロポーザル
に関する質問・回答

番号	項目	質問	回答
1	提案書作成要領3頁 5-(1)-イ 参加者の概要 (様式7)	共同事業体にて共同提案を行う場合、代表団体のみが提出するのでしょうか、それとも、すべての共同団体が提出すべきでしょうか。	代表団体及びすべての共同団体について、参加者の概要（様式7）を提出してください。
2	提案書作成要領3頁 5-(1)-エ 業務実績（様式9）	(1)と(2)の内容の差異がわかりません。(1)の「本委託業務に類似する」について類似するポイントは何か、定義を教えてください。(2)の実績はすべて(1)に含まれてしまうように見えます。	(1)については、本委託業務に類似する業務実績となりますので、業務内容が類似するものとなります。例えば、地域資源に関する調査や課題整理、ウォーキングのモデルルートの検討、公共空間のハード整備に関する基本計画策定や設計、店舗連携や広報PRなどのコーディネートなどが考えられます。 (2)については、記載のとおりとなりますので、(1)と重複することも考えられますが、すべてが含まれるわけではありません。例えば、屋外の公共空間を活用したイベントの実施や、私的空間での屋外照明デザインは(1)には該当しませんが、(2)には該当します。 また、(2)に関しては、期間の指定はありませんので、過去10年以前の実績を記載することができます。(1)は過去10年程度の実績としています。
3	提案書作成要領4頁 6-(1)-ウ 提案書評価基準の「ワークライフバランスに関する取組」関連書類	1 項目目提出書類”厚生労働省各都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し”について： 行動計画を策定し、厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト」へ届出、掲載されています。しかし電子申請にて登録したため、「受付印」のある写しは受領しておりません。代替資料として、サイトに掲載されている弊社企業データ詳細及び「一般事業主行動計画」のハードコピーを提出することは可能でしょうか。 ※質問者の情報保護のため、質問を一部省略しています。	厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト」への掲載と「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨の届出」は異なるため、サイトに掲載されている企業データ及び「一般事業主行動計画」のハードコピーで代替することはできません。 e-Gov 電子政府の総合窓口より「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨の届出」の電子申請をした場合、受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」を受領希望である旨を厚生労働省に伝え、返信用封筒を送付することにより、受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」の受領が可能とのことです。 受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」の受領方法など、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨の届出」に関する詳細は、所管する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（ https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf ）にご確認ください。

4	<p>業務説明資料 2頁 5-(2)-ウ(ア) ハード整備</p>	<p>次年度に向けた機材（ハード）のメンテナンス費について、予算感や考え方をお知らせください。</p>	<p>次年度（令和二年度）の本市予算は未定です。 次年度以降の事業全体の規模等については、本委託業務の中で検討していきます。</p>
5	<p>業務説明資料 2頁 5-(2)-ウ(イ) ソフト施策</p>	<p>来年度以降の事業全体の予算規模をお知らせください。</p>	<p>来年度（令和二年度）以降の本市予算は未定です。 次年度以降の事業全体の規模等については、本委託業務の中で検討していきます。</p>